

京都市告示第272号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成28年8月24日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
遠藤 弘昌	空水治療院	北区大宮南田尻町58 第2池田ビル1F	平成28年7月 1日
山本 大地	上賀茂整骨施術院	北区上賀茂向繩手町62番地 の1	平成28年7月 27日
長野 賢太	はんなり整骨院	上京区今出川通寺町東入一真 町65-5	平成28年7月 1日
山本 眞彦	大原山本接骨院	左京区大原大長瀬町95-4	平成28年7月 11日
松村 直彦	松村鍼灸整骨院 西大路御 池院	中京区西ノ京南原町1-1 中常ビル1F	平成28年7月 1日
西村 由紀彦	松村整骨院	中京区西ノ京樋ノ口町40	平成28年7月 1日
堀口 英幸	あじさい治療院	伏見区桃山町立売39-6	平成28年7月 28日
木村 鳩禅	御所ノ内治療院	伏見区深草西浦町8丁目13 番地1	平成28年7月 21日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)